
有田市津波避難計画

平成 29 年 3 月

有 田 市

目 次

第1章	総 則	1
1	計画の目的及び適用範囲	1
2	計画の修正	1
3	用語の意味	1
第2章	避難計画	3
1	想定津波浸水深及び津波到達予想時間の設定	3
2	避難対象地域の設定	5
3	指定緊急避難場所、避難路の指定	6
4	津波避難困難地域	10
5	避難の方法	11
第3章	職員の初動体制	12
1	職員の連絡・参集	12
2	配備基準	13
第4章	津波情報の収集・伝達	14
1	津波情報等の収集	14
2	津波情報等の伝達	15
3	津波情報等の周知	16
第5章	避難指示の発令	17
1	避難指示の発令基準	17
2	避難指示の伝達	17
3	避難指示の発令にあたり考慮すべき事項	17
4	避難指示の伝達手段・伝達先	21
5	避難指示の解除	21
6	避難指示発令前に住民自ら早期避難する意識の涵養	21
第6章	津波防災啓発・教育	23
第7章	津波避難訓練	24
1	津波避難訓練	24
2	情報伝達訓練	24
第8章	避難行動要支援者等の避難対策	25
1	避難行動要支援者の避難対策	25
2	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	26
第9章	地域ごとの津波避難計画	27

第1章 総則

1 計画の目的及び適用範囲

本計画は、南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合に、地震発生から津波が収束するまでの概ね数時間から数十時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保し、円滑な津波からの避難を行うため、有田市における基本的な対応方針を定めるものとする。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、津波避難場所や避難路の指定、地域ごとの津波避難計画の修正、津波防災対策の実施等と整合性を図るため、必要があると認めるときは、適宜これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 想定津波浸水域

津波が悪条件下を前提に発生したときに、浸水が想定される陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が想定津波浸水域に基づいて定める範囲をいう。

(3) 津波避難困難地域

津波の到達時間までに、浸水域外の高台や浸水域内の津波避難ビル等の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定する。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。

(6) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるため、緊急的に避難する場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たすものとしてあらかじめ市が指定した施設・場所をいう。

津波発生時に安全な区域内（避難対象地域外）にある高台等や、安全な区域外（避難対象地域内）にある津波避難ビル等を指定する。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえずの生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。

(8) 津波避難ビル

津波避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。指定緊急避難場所のひとつとして避難対象地域内の建物を市が指定する。

(9) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための場所として市が指定した施設をいう。

(10) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。

(11) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害は発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

※(6)(7)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 想定津波浸水深及び津波到達予想時間の設定

本計画において、基本となる想定津波浸水深及び津波到達予想時間は、平成25年3月に和歌山県が公表した最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震）によるものとする。

市町名	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)	
	想定津波浸水深	津波高1m到達時間
有田市	5.0m以上 10.0m未満	33分

※津波到達時間は、津波高1mとなる時間

和歌山県 津波浸水想定図 有田市 1/3 南海トラフの巨大地震



和歌山県 津波浸水想定図 有田市 1/3 南海トラフ巨大地震

和歌山県 津波浸水想定図 有田市 2/3 南海トラフの巨大地震

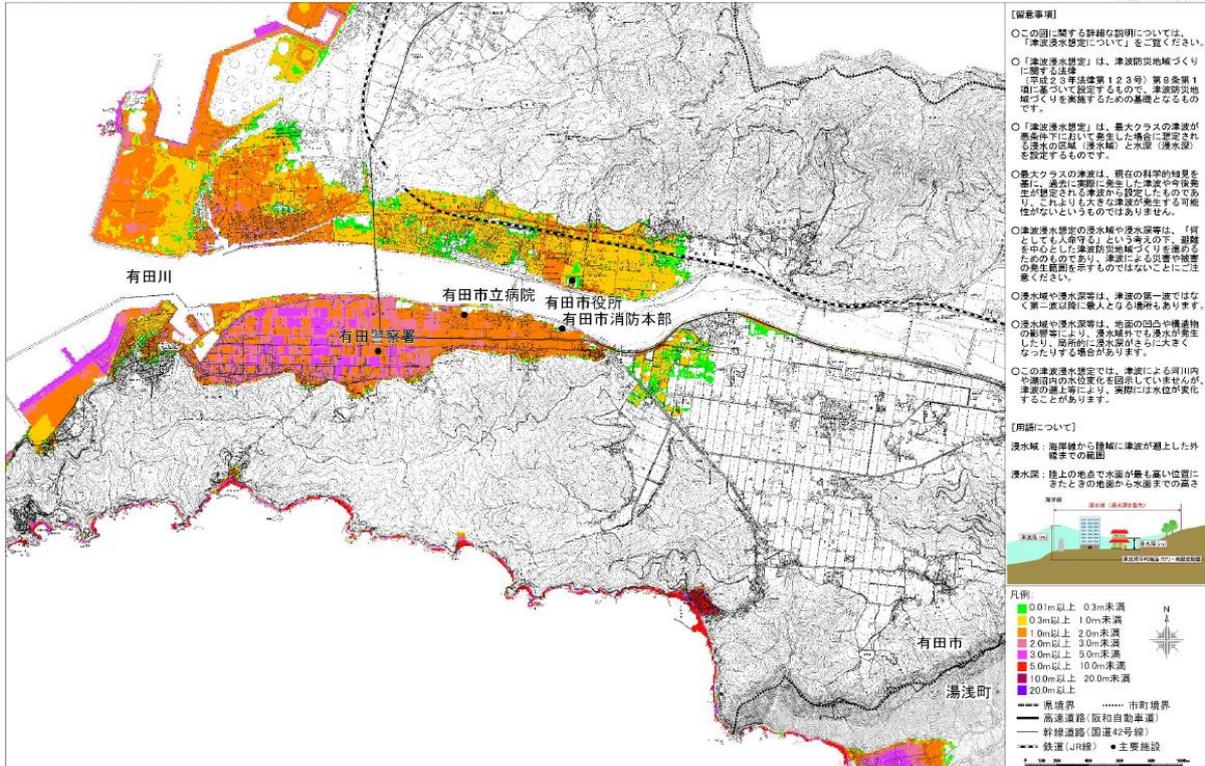
平成25年3月作成



和歌山県 津波浸水想定図 有田市 2/3 南海トラフ巨大地震

和歌山県 津波浸水想定図 有田市 3/3 南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



和歌山県 津波浸水想定図 有田市 3/3 南海トラフ巨大地震

2 避難対象地域の設定

避難対象地域は、以下の点に留意し設定する。

- (1) 避難対象地域は、県が公表した津波浸水想定を参考にして設定する。
- (2) 避難対象地域は、地域住民の理解を得た上で、自主防災組織や町内会等の単位、あるいは地形的に一体的な区域にしたがって指定する。

【避難対象地域】

No.	地区名	世帯数	避難対象地域 人口（人）
1	箕島	1,120	2,522
2	新堂	431	1,065
3	港町	1,101	2,402
4	辰ヶ浜	1,080	2,589
5	小豆島	601	1,420
6	古江見	317	704
7	野	510	1,272
8	山地	240	588
9	辻堂	751	2,082
10	逢井	78	167
11	男浦	227	537
12	矢櫃	120	264
13	高田	117	275
14	初島町浜	835	1,894

3 指定緊急避難場所、避難路の指定

(1) 指定緊急避難場所

ア 津波発生時に安全な区域内（避難対象地域外）にある場所や施設

下表に記載する安全性や機能が確保されている場所を、高台等の指定緊急避難場所として指定する。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域から外れていること。 ・オープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する。） ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。 ・想定よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに安全な場所に避難できる場所であること。 ・緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること。（原則として1人当たり1㎡以上を確保する） ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。 ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること。

【指定緊急避難場所（津波）一覧】

No.	名称	緊急避難先レベル	所在地	電話番号(0737)	標高(m)	備考
1	初島小学校	☆☆	初島町里 1242	82-2467	2.3	津波避難ビル
2	初島中学校	☆☆	初島町里 1350-1	82-2468	2.9	津波避難ビル
3	港小学校	☆☆	港町 261	83-4880	3.5	津波避難ビル
4	箕島小学校	☆☆	箕島 155	82-2034	1.9	津波避難ビル
5	箕島中学校	☆☆	箕島 79	83-2075	2.1	津波避難ビル
6	田鶴小学校	☆☆	宮崎町 2131	82-3169	5.1	津波避難ビル
7	県営住宅港団地	☆☆	港町 793-13	-	2.3	津波避難ビル
8	河北地区避難拠点地	☆☆☆	初島町里 2409-1	-	26.0	避難拠点地
9	河南地区避難拠点地	☆☆☆	宮崎町 1052-13	-	160.0	避難拠点地

イ 津波発生時に安全な区域外（避難対象地域内）にある場所や施設

下表に記載する安全性や機能性が確保されている施設を津波避難ビルとして指定する。指定の際、津波到達予想時間までに、より安全な高い避難対象地域外の高台等に避難することを基本としますが、避難が遅れた避難者が緊急に避難するため、避難対象地域内の公共施設または民間施設を津波避難ビルとして指定する。

また、避難対象地域内に高いビル等が存在しない場合は、管理者等と協議を行い安全性が確認された鉄道や道路等の高架部分や歩道橋等の利用等を検討し、指定緊急避難場所として指定する。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。津波の想定浸水深相当階の2階上以上（例：想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）又は、基準水位（注）以上（津波浸水想定が設定されている場合）。 ・海岸に直接面していないこと。 ・耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定すること。）。 ・避難路等に面していること。 ・進入口への円滑な誘導が可能であること。 ・外部から避難が可能な階段がある、または24時間避難が可能であること。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくこと。 ・夜間照明や情報機器が備わっていること。

（注）基準水位とは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。

【津波避難ビル等一覧】

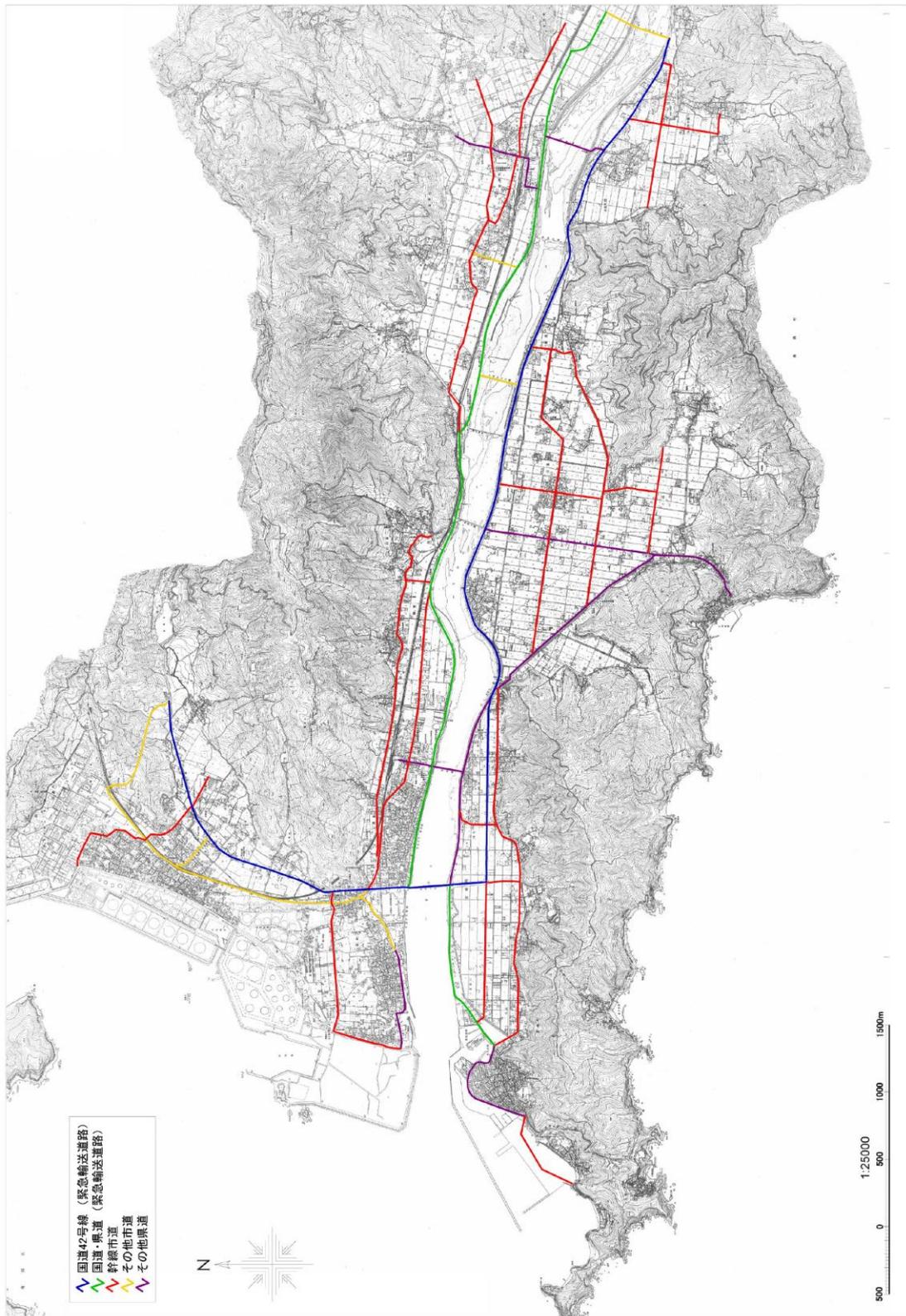
No.	名称	緊急避難先レベル	標高(m)	備考
1	初島小学校	☆☆	2.3	校舎2階以上
2	初島中学校	☆☆	2.9	校舎2階以上
3	港小学校	☆☆	3.5	校舎2階以上
4	箕島小学校	☆☆	1.9	校舎2階以上
5	箕島中学校	☆☆	2.1	校舎2階以上
6	田鶴小学校	☆☆	5.1	校舎2階以上
7	県営住宅港団地	☆☆	2.3	建物2階以上

(2) 避難路

避難路は、以下の点に留意し指定する。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。・海岸、河川沿いの道路は、避難路としない。・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていること。・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保されていること。・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定する。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報系無線等が設置されていること。・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること。

【避難路図】



4 津波避難困難地域

津波避難困難地域の設定基準は、下記のとおりである。有田市においては、避難困難地域に該当する地域は無い。

【津波避難困難地域の設定条件（H26.10 和歌山県）】

- ・ 避難対象地域は、津波の想定浸水深が 30cm 以上の住居地域
- ・ 津波到達時間は、津波の想定浸水深が 1 cm となる時間
- ・ 避難開始時間は地震発生より 5 分後とする
- ・ 避難方法は徒歩とする
- ・ 道路に沿って移動し、移動速度は毎分 30m とする
- ・ 避難場所は、市が指定する避難先(浸水地域外の避難施設若しくは広場、または津波浸水地域内の津波避難タワー若しくは津波避難ビル等)

5 避難の方法

避難方法は徒歩によるものとする。

避難にあたって自動車等を利用することは、以下の理由等により円滑な避難ができないおそれが高い。

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高い。
- ・多くの避難者が自動車を利用した場合、渋滞や交通事故が発生する可能性が高い。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高い。

しかし、避難行動要支援者等、迅速な避難が非常に困難であることや、高台などの指定緊急避難場所まで避難するのに相当な距離があることなど、自動車による避難を検討せざるを得ない場合は、地域で十分協議を行い、自動車による避難のルールを確立する必要がある。

有田市における自動車による避難に関する基本的な考え方

1 自動車による避難の対象地域及び対象者を限定する

自動車による避難には限界量があることを認識し、対象となる者及び対象となる地域を限定する。

【対象となる地域】周辺の高台や津波避難ビルなどの津波避難施設までに避難するのに相当な距離がある地域

【対象となる者】避難行動要支援者及びその介護者等、自動車を使用しなければ迅速な避難が困難な者

2 自動車による避難に使用する道路を限定し、渋滞を発生させず安全に避難できる仕組みを検討する

- ・自動車による避難に使用できる道路は原則幅員8m以上の道路とし、それ以下の幅員の道路は、道路に隣接する建物の状況等を踏まえ指定する。
- ・地震等による崖くずれの危険性のある箇所を回避して経路を設定する。
- ・交通量が少なく災害時でも渋滞の恐れがない道路や、信号交差点が少なく停電時でも交通がさばける道路を指定する。

3 自動車で安全に避難するために必要な対策を実施する

自動車による避難における危険性を回避するため、道路に面する建物の耐震化やブロック塀の転倒防止など、自動車を安全に通行させるための対策を実施する。

4 自動車による避難に用いる道路やルールを周知する

- ・地域ごとの津波避難計画の中で作成する津波避難地図に自動車による避難に使用する津波避難道路であることを記載し、住民に周知する。
- ・津波避難道路であることを周知する標識の設置や、避難訓練等の実施によりルールの共有を進める。
- ・渋滞に巻き込まれた場合は、ためらわず車を放置して避難する。その場合、緊急車両等の通行の妨げとならないように、道路外に駐車するか、やむを得ず道路に駐車して避難する場合でも、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままにする。

第3章 職員の初動体制

大津波警報、津波警報または津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集基準及び配備体制は下記のとおりである。

1 職員の連絡・参集

市域に大地震が発生した場合は、職員の動員配備を行い、災害対策活動を実施する。

また、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意し、災害応急対策の長期化による職員の負担を軽減するため、ローテーションを検討する。

(1) 勤務時間内における配備

勤務時間内に市域に大地震が発生した場合は、本部長の指示により対策本部が庁内放送により配備体制を周知し、各部長及び副部長は職員の指揮監督にあたり、体制を確立する。

(2) 勤務時間外における配備

勤務時間外に市域に大地震が発生した場合は、職員は、参集命令に関係なく自主的に勤務場所に参集し配備につくものとするが、交通機関の途絶、その他の理由により勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの出先機関・一時避難所・広域避難所に参集する。

参集した職員は、それぞれの責任者に参集報告をし、直ちにその指示に従い必要な業務を実施する。

職員の到着の報告を受けた責任者は、参集状況を把握して、速やかに災害対策本部に報告する。

2 配備基準

職員の配備基準は以下のとおりである。

なお、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員連絡を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

配備区分	配備時期	配備内容及び体制
津波警戒配備	和歌山県の子報区名に津波注意報が発表されたとき。	災害対策準備室を4階会議室に設置 <ul style="list-style-type: none">・経営管理部管理職員及び防災安全課、秘書広報課全職員・経済建設部管理職員及び建設課全職員
(大)津波警報配備	和歌山県の子報区名に津波警報及び大津波警報が発表されたとき。	災害対策本部を3階会議室に設置 <ul style="list-style-type: none">・全職員

※東海地震の警戒情報が発令されたときは、防災安全課で対応

第4章 津波情報の収集・伝達

1 津波情報等の収集

(1) 気象庁からの情報収集

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁から、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が発表される。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報が発表されるため、適切な情報収集を行う。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることが伝えられる。

(2) 津波実況等の情報収集

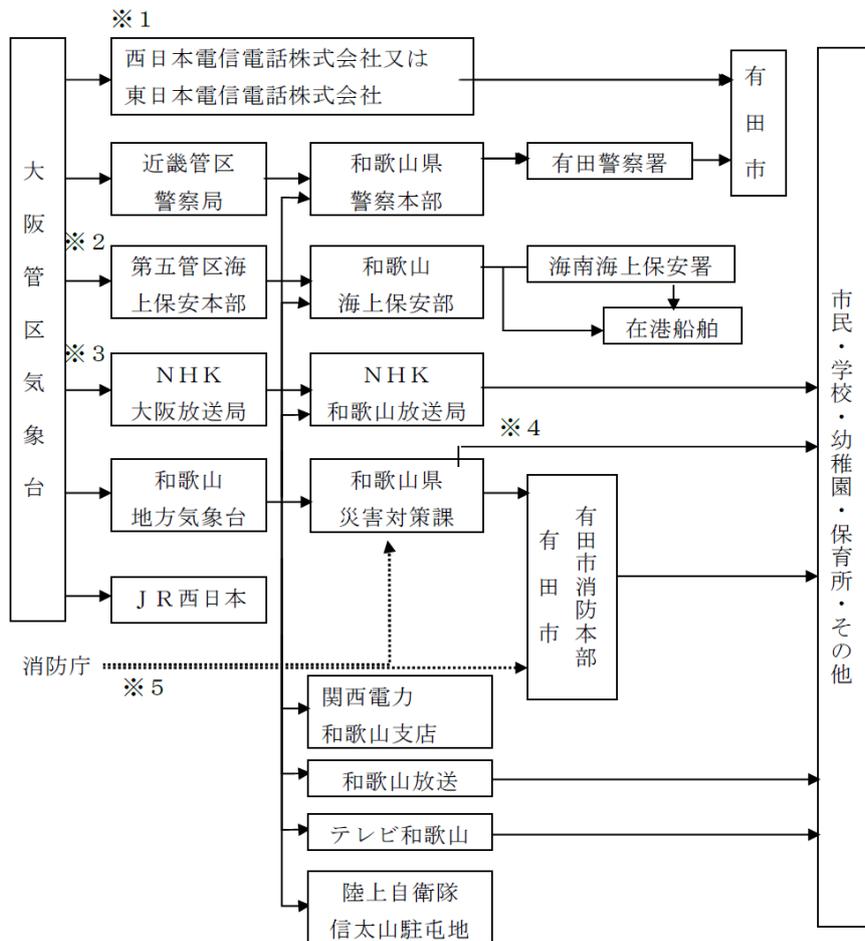
津波の実況等の情報収集は次の方法をもって行う。

- ・ 気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報
- ・ 監視用カメラや津波観測機器等から得られる情報
- ・ 海面監視による津波監視（安全な高台等からの目視により行う）
- ・ 和歌山県津波予測システムによる津波の規模や到達予想時間等の津波予測情報

2 津波情報等の伝達

気象庁等から発表される情報の伝達系統は以下のとおりとする。

津波警報、注意報及び予報等の伝達経路（平成 28 年 3 月）



(注) 1 和歌山地方气象台からの伝達は、「防災情報提供システム」による。

2 ※1 は、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。

3 ※2 は、神戸海洋气象台から伝達する。

4 ※3 は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。

5 ※4 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。

6 ※5 は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達する。

3 津波情報等の周知

- (1) 県の機関や警察の機関等から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市内の官公署、学校、団体等に対して、必要な事項を周知してその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

 - ア 防災行政無線による
 - イ 広報車による（沿岸地域）
- (2) 前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- (3) 気象台から、大津波警報、津波警報または津波注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- (4) 県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取する。
- (5) 災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。
- (6) 警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関する措置を講じておく。
- (7) 市は防災行政無線から放送される津波警報、津波注意報のサイレン音について、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の標準サイレン音に統一する。

第5章 避難指示の発令

避難指示の発令基準、伝達方法等については以下のとおりである。

1 避難指示の発令基準

どのような津波であれ、一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

有田市における津波災害時の避難指示の発令基準は下記のとおりである。

区 分	実況情報等に基づく場合	対象地区
避難指示 (緊急)	① 強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ② 津波警報を覚知したとき	辰ヶ浜、矢櫃、女の浦、男浦、高田、逢井、港町、箕島、初島町浜 【東海・東南海・南海3連動地震の浸水想定域】
	① 大津波警報を覚知したとき	辰ヶ浜、矢櫃、女の浦、男浦、高田、逢井、港町、箕島、小豆島、古江見、野、山地、新堂、初島町浜 【南海トラフ巨大地震の浸水想定域】

2 避難指示の伝達

有田市は南海トラフに近く、避難指示の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結するため、大津波警報、津波警報を認知又は受信した直後に、防災行政無線や広報車等により、自動的にまたは即座に大津波警報、津波警報が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示を発令する。

また、津波注意報は津波の高さが20cm以上で1m以下の場合に「予想津波高1m」として発表され、津波は海岸堤防等を超えないため、海岸堤防より海側の地域（沿岸の港湾施設、海水浴場等）に警戒が必要となり、基本的には住家への浸水は想定されない（海岸堤防がない地域を除く）。このため、警戒が必要な地域にいる人（滞在者）を対象として、状況により避難指示を発令する。

3 避難指示の発令にあたり考慮すべき事項

住民に対して適切な避難に必要な情報を伝達し、住民の自発的な避難行動を促していることが十分伝わるようにするため、危険があることを繰り返し伝えるとともに、伝達文は、命令的な口調で切迫感を与えるなど、迅速な避難が必要であることが理解できるようにする。

津波災害における有田市の伝達文は以下のとおりである。

○防災行政無線放送

下記の例文を基本として、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

①津波注意報が発表された場合

ア. 津波注意報が発令されたとき 《J-ALERT 自動放送》

サイレン
こちらは、防災有田市です。
津波注意報が発表されました。
海岸付近の方は注意してください。

イ. 到達予想時刻が発表されたとき

サイレン
こちらは、防災有田市です。
○時○分、和歌山県沿岸に津波注意が発表されました。
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。
海岸付近の方は注意してください。

ウ. 随時

サイレン
こちらは、防災有田市です。
現在、和歌山県沿岸に津波注意報が発令されています。
海岸付近や河口付近には近づかないでください。

②大津波（津波）警報が発表された場合

ア. 津波警報が発表された場合 《J-ALERT 自動放送》

サイレン
こちらは、防災有田市です。
津波警報が発表されました。
海岸付近の方は高台に避難してください。

イ. 大津波警報が発表されたとき 《J-ALERT 自動放送》

サイレン
こちらは、防災有田市です。
大津波警報が発表されました。
海岸付近の方は高台に避難してください。

ウ. 避難指示（緊急）

サイレン

こちらは、防災有田市。

ただいま、津波警報（大津波警報）が発表されたため、（市内の海岸付近の）地区に避難指示（緊急）を発令しました。

直ちに高台へ避難してください。

（切迫感を持って伝える）

エ. 避難指示（緊急）【発災後 約10分～15分】

サイレン

こちらは、防災有田市。

津波警報（大津波警報）により避難指示（緊急）を発令。

直ちに高台へ避難しなさい。

（切迫感を持って伝える）

オ. 津波襲来時【発災後 約30分】

サイレン

「津波警報（大津波警報）、緊急避難」・・・3回繰り返し

至急、高台に避難せよ。（命令口調による放送を行う）

カ. 津波が襲来し危険が差し迫ったとき

サイレン

「津波襲来、緊急避難」・・・3回繰り返し

大至急、高台に避難せよ。（命令口調による放送を行う）

キ. 津波到来（警報解除まで）

サイレン

こちらは、防災有田市。

津波は引いているが、まだ危険な状況。

引き続き、避難を継続すること。（命令口調による放送を行う）

③海外で発生した遠地地震による津波

ア. **津波注意報**《J-ALERT 自動放送》後、到達予想時刻が発表されたとき

サイレン

こちらは、防災有田市です。

〇時〇分、〇〇で地震が発生し、和歌山県沿岸に**津波注意報**が発表されました。

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。

海岸付近や河口付近には近づかないでください。

イ. **(大) 津波警報**《J-ALERT 自動放送》後、到達予想時刻が発表されたとき

サイレン

こちらは、防災有田市です。

ただいま、〇〇地区に避難指示（緊急）を発令しました。

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。

慌てず、近所に声をかけ合い、高台に避難してください。

○広報車

下記の例文を基本として、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

なお、**大津波・津波警報**が発令された場合は、到達時間などを考慮し行うこと。

津波注意報が発表された場合

こちらは、防災有田市です。

和歌山県沿岸に**津波注意報**が発表されました。

海岸堤防より海側にいる方は、避難してください。【避難指示（緊急）】

海岸付近や河口付近には近づかないでください。

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。

※**漁業従事者、港湾関係者、海岸堤防より海側にいる者**に対し、**避難指示（緊急）**を発令する。

広報車対象エリア：（有田市） 高田

（消防本部） 港町、初島漁港

（有田警察） 逢井、女ノ浦、男浦、箕島漁港

4 避難指示の伝達手段・伝達先

伝達手段及び伝達先については、以下のとおりである。

伝達方法	内容	伝達先
防災行政無線 (同報系)	防災行政無線(同報系)により避難指示を伝達	対象地域の住民全体
広報車	消防団、警察に対して伝達を依頼 市有車両においても伝達を実施 ※消防団、警察署員等は自らの命を守ることが最も基本であり、津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立が必要。	対象地域の住民全体
ホームページ	インターネットを活用した避難の呼びかけ	対象地域の住民を含めた不特定多数
テレビ、ラジオ	テレビ、ラジオ放送機関への依頼を実施	対象地域の住民を含めた不特定多数
FAX、電子メール等	自主防災組織等の協力により、組織的な伝達体制に基づき、電話、FAX、携帯メール等による伝達を実施	予め登録を行っている住民
	避難行動要支援者やその支援者に対する伝達を実施	避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達

5 避難指示の解除

津波情報や現地情報等を総合的に勘案して、危険が消滅し、再度危険が高まらない場合に、避難指示の解除を行う。

区分	解除基準
津波	津波による再度の浸水が解消したとき

6 避難指示発令前に住民自ら早期避難する意識の涵養

南海トラフ巨大地震が発生した場合、有田市の沿岸部へは、早いところでは33分で津波が到達すると想定されている。このため、以下について住民に周知を行う。

- ・津波警報等の発表、避難指示の発令を待ってから避難を開始した場合、逃げ遅れる可能性があるため、強い地震もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じたときには、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たず、安全な場所に避難することを周知徹底する。
- ・普段から、避難先や避難経路を確認し、定期的に津波避難訓練へ参加するように促す。
- ・津波における避難は、各自が最善を尽くしてより高く、より遠いところに避難するものと

し、原則として、緊急避難先（☆☆☆）を目指す。緊急避難先（☆☆☆）に避難できない場合には、緊急避難先（☆☆）に避難し、そこにも避難できない場合には、緊急避難先（☆）に避難することを周知徹底する。

なお、緊急避難先は、P 1の「用語の意味」に記載する「指定緊急避難場所」と同様の意味であり、浸水域外の高台や浸水域内の津波避難ビル等も含むものとし、普段からハザードマップや県の防災GIS等で確認が必要である。

【参考】津波の避難先の考え方

区分	避難先の考え方
緊急避難先 (☆☆☆)	3連動地震及び巨大地震ともに浸水の危険性がない地域において、より標高が高く、またはより離れた安全な避難先を指定
緊急避難先 (☆☆)	緊急避難先（レベル3）へ避難する余裕がない場合に対応するために、次の①及び②に該当する緊急避難先として指定 ① 3連動地震の浸水想定区域外にある避難先 ② 巨大地震の浸水想定区域内にあるが浸水深以上の高さがある避難先
緊急避難先 (☆)	時間的に緊急避難先（レベル2、3）に避難する余裕がない場合に対応するために、次の①または②に該当する緊急避難先として指定 ① 3連動地震の浸水想定区域内にあるが3連動地震の浸水深以上の高さがある避難先 ② 3連動地震の浸水想定区域外にあるが、巨大地震では浸水想定区域内にあり巨大地震の浸水深以上の高さが無い避難先

第6章 津波防災啓発・教育

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、津波発生時に円滑な避難を実施するためには、日頃から、あらゆる機会を通じて、地域住民や事業所等に、津波に関する正確な知識や事前に講じておくべき対策等について、津波防災教育・啓発を行う。その際、自助・共助の取組を推進するため、自主防災組織を通じて行う。

有田市の津波防災教育・啓発の手段及び内容は以下のとおりである。

・有田市津波防災教育・啓発の手段

①マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞等
②印刷物、DVD	パンフレット、広報誌、DVD等
③インターネット	ホームページ、SNS
④モニュメント等	海拔・津波浸水想定区域の表示等
⑤学習、体験	ワークショップの開催、防災タウンウォッチング、防災マップづくり等

・有田市津波防災教育・啓発の内容

①過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
②津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
③ハザードマップ	津波浸水想定区域、緊急避難先等を表す地図の内容及び読み方
④津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、避難指示・勧告、緊急避難場所、避難路等
⑤日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの緊急避難先の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の固定、自主防災組織の結成・活動、避難カードの携帯等
⑥大津波警報、津波警報、津波注意報	大津波警報、津波警報または津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

第7章 津波避難訓練

津波からの円滑な避難に資するため、訓練の実施に当たって、自主防災組織や関係機関等と連携するとともに、気候条件の異なる時期に実施することや、夜間に実施するなど、様々な条件を設定し、より実践的な訓練を実施する。

また、自主防災組織等が行う津波避難用資機材の購入や津波避難用マップの作成等について、「有田市自主防災組織育成事業補助金」を活用し、積極的に支援を行う。

1 津波避難訓練

自主防災組織等と連携し、住民が主体となった津波避難訓練を少なくとも年1回以上、実施する。「津波防災の日（11月5日）」を中心とした地震・津波避難訓練の集中実施期間にできるだけ実施する。

その際、どの経路を通過してどこに避難するかを協議するとともに、実際の避難先に避難するなど、一人ひとりの避難が可能となるような、より実践的な訓練とする。

2 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報系無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

この他、初動体制確立のための訓練や、様々な被害シナリオを想定した図上訓練等を実施する。

第8章 避難行動要支援者等の避難対策

1 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の迅速、確実な避難が実施できるよう、避難行動要支援者名簿を活用し、一人ひとりの避難方法を確立する。

【地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲】

- ・身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている者
- ・療育手帳（A判定）の交付を受けている者
- ・精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- ・介護保険の要介護1以上の認定を受けている者
- ・特定疾患医療受給者証を受けている者
- ・小児慢性特定疾患医療受給者証を受けている者
- ・災害時の支援が必要と認められる者

また、津波災害時に、情報伝達面や行動面で避難支援が必要になると思われる外国人、高齢者、病人、乳幼児等に対し、迅速かつ的確な対応ができるように、情報伝達体制の整備や避難支援体制の確立等を行う。

ア 情報伝達

大津波警報、津波警報または津波注意報の発表や避難指示の発令等の情報を的確に伝えるため、防災ラジオや戸別受信機の配布、自主防災組織、福祉関係団体、地元のボランティア等を通じた情報伝達の支援を行う。

イ 避難支援体制の確立

迅速な避難行動が難しい要介護高齢者や障がい者に対して、以下の対策を進める。

（ア）避難方法の検討

避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者本人の同意を得て、支援者と情報を共有し、避難行動要支援者の特性に応じて情報伝達や避難誘導の方法、避難支援者など避難支援に必要なことを具体的に定めた個別の避難計画を作成するとともに、定期的に見直しを行う。

（イ）迅速な避難を助ける施設整備や避難手段の検討

避難路や津波避難施設の整備に当たっては、手すりやスロープ等を設置して、バリアフリー化を行う。また、歩行が困難な方についてリヤカー等を利用した避難を行う必要があるため、自主防災組織の資機材整備等を積極的に支援する。

（ウ）施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設等が、利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた津波からの避難計画に基づき実施する津波避難訓練に積極的に協力する。

2 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

観光客等に対して、以下の対策を進める。

- (ア) 津波避難ビルの表示、避難誘導看板等の設置
- (イ) 観光施設や宿泊施設等の施設管理者及び屋外にいる者への情報伝達手段方法のマニュアル作成
- (ウ) 津波からの避難計画に基づき実施する津波避難訓練等の支援
- (エ) 避難先検索ナビアプリ（現在地付近の避難先を表示し、GPSにより避難先までのルート検索ができるナビアプリ）等の活用の推進

第9章 地域ごとの津波避難計画

各地域で津波からの円滑な避難ができるように、想定津波浸水域及びその周辺地域の全ての自主防災組織や住民等が参加し、下記の内容等が記載された津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、ワークショップの開催に必要な資料や準備品の用意や情報提供など必要な支援を行う。

- ・避難対象地域
- ・想定津波浸水深、津波到達予想時間
- ・避難目標地点
- ・避難経路
- ・避難先
- ・津波避難訓練
- ・避難の心得と備え
- ・津波避難計画地区
- ・今後の課題 等